

一宮市郷土史関係出版物等奨励事業補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 主に一宮市の郷土史及び文化財等に関する研究成果をまとめたもののうち、自費出版等に対し出版等に要する経費の一部を補助することにより、本市における郷土史研究活動の振興に資することを目的とする。

(補助の対象出版物等)

第2条 補助対象となる出版物等は、一宮市の郷土史及び文化財（歴史、考古、民俗、自然等）等に関する研究、成果をまとめたものとする。ただし、定期刊行物の発行を除く。

2 補助対象となる出版物等は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

(1) 申請書の提出日が属する年度に出版物等を発行すること。

(2) 著作権等を適正に処理していること。

(申請資格)

第3条 市内に在住または在勤のもの及び市内に活動拠点を置く研究団体等の団体。

(申請締切)

第4条 毎年11月25日までに申請をする。

(申請要領)

第5条 申請書（様式1）により、印刷製本費等に係る領収書の写しまたは見積書の写しを添付し、市長に提出する。併せて、出版物等を既に出版等されている場合は5部添付のこと。未出版等の場合は、原稿の写し等を提出のこと（ただし出版等された時に5部提出）。なお、提出された出版物等は返却しない。

(審査)

第6条 申請出版物等の審査は、一宮市郷土史関係出版物等奨励事業審査会において行う。

(決定)

第7条 審査結果報告にもとづき、市長が決定する。

(補助金額)

第8条 補助金の額は出版物等の発行に直接要する経費で、印刷製本費等の2分の1以内の額で100,000円を限度とし、予算の範囲内において別途算式により、これを決定する。

(その他)

第9条 この要綱のほか、必要な事項は一宮市補助金等交付規則（昭和37年規則第18号）及び市長が別に定める。

付則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

付則 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。